

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るための最重要課題と認識し、経営の効率性の向上をはかり、健全性と透明性を確保することで株主を含めたすべてのステークホルダーの利益に合う経営を実現するコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳】

当社は、現状の外国人株主比率を勘案し、議決権電子行使プラットフォームは利用しておりませんが、今後プラットフォームの利用及び招集通知の英訳については機関投資家及び外国人株主比率30%をめどにその比率が増加すれば導入の検討をいたします。

なお、海外投資家に当社をより理解していただくために、英文統合報告書を当社ホームページに掲載するとともに、議決権行使の利便性を高めるため、インターネットによる議決権行使を採用しております。

【補充原則2-3-1 社会・環境問題などサステナビリティを巡る課題への対応】

当社は、サステナビリティ(持続可能性)への対応として、コンプライアンス・リスクマネジメントの強化、組織力向上活動及び環境・品質・情報セキュリティのISO活動等を通して、優秀な人材の確保と育成、ステークホルダーとのコミュニケーション、社会貢献等のCSR活動を進めており、その情報を積極的に開示しております。なお、気候変動に係るリスクや収益機会が自社に与える影響については、今後検討のうえ開示できるように努めてまいります。

【補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、中長期経営計画において体質改善のための基盤強化策として、人事制度改革に取り組んでおります。男女や外国人・中途採用の区別なく、社員皆が志高く生き生きと活躍できる社内環境の整備とともに教育充実を図ってまいります。

【補充原則3-1-3 サステナビリティの取組み、気候変動リスクの影響の開示】

サステナビリティへの取組は、当社ホームページの「社会貢献」の部分と統合報告書の「ESG報告」のページで開示しております。また、2021年11月8日公表の中長期経営計画においても、経営戦略との関連も含め、説明しております。なお、知的財産の対応については統合報告書の中で開示しております。気候変動に係るリスクや収益機会が自社に与える影響については、今後検討のうえ開示できるように努めてまいります。

知的財産の対応については以下の統合報告書31頁をご覧ください。

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS03917/ae388136/083a/4f70/b40b/3fd38affa9b4/20220926171404879s.pdf>

【補充原則4-2-2 サステナビリティを巡る課題についての基本方針の策定等】

当社は、中長期的な企業価値の向上のためサステナビリティを巡る課題への対応は経営の重要課題と認識しております。今後、サステナビリティを巡る課題への対応に関して体制整備をおこない基本方針の策定を検討してまいります。人的資本や知的財産への投資については、技術商社を標榜する当社グループにおいて、最も重要な資源は、技術力および業務知識から構成される人的資本であることから、常時、技術研修やOJTを通じてスキル・アップを図り、人的資本の蓄積に努めております。

【補充原則4-10-1 任意の指名委員会・報酬委員会の設置】

当社は、独立社外取締役2名を含む取締役(監査等委員である取締役を除く)6名と、独立社外取締役2名を含む3名の監査等委員で構成する監査等委員会設置会社であります。独立社外取締役4名を含む社外取締役5名は、経営陣幹部・取締役の指名、報酬などの重要な事項も含めてすべてにおいて審議に加わり、その機能の独立性・客観性と説明責任を十分に担保しております。

当社は任意の指名・報酬委員会など独立した諮問委員会は設置していませんが、取締役(監査等委員である取締役を除く)・監査等委員である取締役候補者の選任については、取締役会で承認されたルールに則り、候補者の実績・経験・能力等を総合的に審議し、独立社外取締役を含む取締役会にて決定しております。

また、報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において取締役会で承認されたルールに基づき独立社外取締役を含んだ取締役会の承認を経て適切に決定されております。

【補充原則5-2-1 事業ポートフォリオに関する基本方針や見直しの状況開示】

中長期経営計画「NEW C.C.J 2200」において、事業ポートフォリオに関する基本的な方針を記載しております。進捗については決算説明、事業報告等を通じて株主・投資家の皆様に分かりやすく示していけるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、政策保有株式について事業戦略の重要性等、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであること、および株式保有先企業の企業価値向上に資すると判断された場合に限り、株式の政策保有を行います。また毎年、政策保有株式について、取引によるメリットを含めた経済合

理性を検証し、その検証結果を取締役会において報告しております。

また、政策保有株式に係る議決権については、上記の当社が政策保有することの目的に合致しているか、保有対象企業の企業価値及び株主価値の維持・向上に繋がるかなどを個別に精査したうえで、賛否を判断いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

該当の取引は一切ございません。当社は、役員との間で取引が生じる場合は、事前に取締役会で取引の妥当性を審議するとともに、期末には、役員に関連当事者取引に係る報告を求める体制を整備しております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

企業年金の運用については、専門知識や経験豊富な運用機関に委託するとともに、当該機関から定期的な運用報告を受け、資産概況や運用状況などの健全性、適正性などを検証、分析するほか、所管の人事部が必要に応じ経理部と連携して適宜モニタリングを行うようにしております。また、議決権行使等も同機関に一任することにより企業年金の受益者と当社との間で利益相反が生じないようにしております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

当社は、法令に基づく適時開示に加えて決算発表・機関投資家及び個人投資家に対する説明会・株主総会後の株主懇談会などのあらゆる機会をとらえて主体的な情報発信を行っております。

(1)当社は、企業理念及び中長期経営計画を当社ウェブサイトに掲載しています。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3)取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、株主総会で承認された取締役報酬の限度内で算定しております。当社は執行役員制をとっていることより、取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に際しては、執行役員報酬を基礎とし取締役報酬を加算しております。なお、現在、取締役(社外取締役は除く)は全員執行役員を兼務しております。取締役の報酬(月額)は基本報酬部分と前年事業年度の連結経常利益に基づく業績連動報酬部分とに区別して決定しております。また、取締役の賞与は、企業業績及び担当事業の業績等を勘案した業績連動報酬として取締役会で承認されたルールに基づいて取締役会で審議しその承認を得ております。なお、この内容は有価証券報告書に開示しております。

(4)取締役(監査等委員である取締役を除く)及び経営陣幹部候補者は、これまでの業績等を勘案しつつ当社の経営方針に沿って企業価値を最大限にしる者かどうかを総合的に判断し、その能力を十分に発揮できる者を取締役会で承認されたルールに基づき、取締役会で1年毎に候補者の見直しをしております。

監査等委員である取締役候補者は、豊富な経験・知識・知見を有し取締役(監査等委員である取締役を除く)を適切に監督できる者かどうかを総合的に判断し、その能力を十分に発揮できる者を取締役会で承認されたルールに基づき取締役会で審議し、監査等委員会に諮り候補者としております。

(5)取締役(監査等委員である取締役を除く)・監査等委員である取締役候補者の選任理由、略歴、地位、担当等を株主総会招集通知及び有価証券報告書に掲載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社は、「取締役会規則」「経営執行会議規程」を定め「経営に係る決議事項」と「執行に係る決議事項」を社内規則で明確にしております。また、最も重視しているコンプライアンスにかかる事項については弁護士である独立社外取締役のチェックのもと、公認会計士・弁護士である社外監査役のアドバイスを受け対応しております。

その他の経営判断で各事業担当分野にかかるものについてはその権限の範囲を取締役会で定め、事業担当責任者に委嘱しております。また、経営執行会議の決議事項は、取締役会に報告され、追認される仕組みとしております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、現在、東京証券取引所の定める独立性判断基準に適合する独立社外取締役を4名選任しております。今後とも、会社経営に関し卓越した視点と見識を持つ者、あるいは他分野で専門知識を持つ者、さらに利益相反の生じるおそれのない者を独立社外取締役の候補者として複数名選定するよう努めてまいります。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、実効性ある議論を行うのに適正な規模、また、当社の経営戦略の推進を監督していくうえで必要な知識、経験、能力等のバランスを備えた人材で構成することを、基本的な考え方としております。

【補充原則4-11-2 取締役の他の上場会社の役員兼任状況】

社外取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

現時点で当社経営及び役員としての役割・責務に影響を与えるような兼職はありません。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性について分析・評価した結果の概要】

取締役会の実効性の維持・向上を図るため、取締役会終了後、社外取締役に対し、取締役会の構成、運営方法、開催頻度、審議時間・上程議案の内容及び質・量などの観点から取締役会が適切に機能しているかどうかの聞き取りを行い、運営方法の改善に役立てております。今後も聞き取り結果を反映させることで、取締役会の実効性の向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役就任に際してその責務を果たすに必要な知識の習得・更新についての機会を設けております。また、その選任に際して、必要な知識の習得につながる導入研修プログラムを実施しております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

経営の重要な事項の発表に際しては、IRの場を通じて可能な限りわかりやすく発表しております。株主との対話の窓口は、IR担当部門が担当しており、前向きに対話する体制をとっており、アナリストや機関投資家に対する決算説明会を年2回開催するとともに、統合報告書の送付も行っております。また、個人投資家向け会社説明会も年数回開催しております。

株主や機関投資家からの個別対話については、IR担当部門が窓口となり、必要に応じて代表取締役が対話する体制としております。

2020年より新型コロナウイルス感染防止の観点から開催を中止しておりますが、株主総会の開催後、株主懇談会を開催し、株主との忌憚のない意見交換を行っており、加えて、株主や投資家に当社の事業戦略や経営環境を理解いただくために、株主通信での説明、ホームページにおいて統合報告書や決算説明会資料の掲載など情報開示の充実に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱電機株式会社	1,921,320	7.68
株式会社サンセイテクノス	1,563,000	6.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,440,900	5.76
立花エレテック従業員持株会	1,214,734	4.85
株式会社三菱UFJ銀行	1,082,392	4.33
株式会社きんでん	754,020	3.01
株式会社ノーリツ	742,560	2.97
日本生命保険相互会社	471,550	1.88
株式会社たけびし	459,740	1.84
株式会社伊予銀行	435,600	1.74

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
-------------	---------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
佐藤太泰	他の会社の出身者													
辻川正人	弁護士													
辻 孝夫	他の会社の出身者													
大谷康弘	公認会計士													
塩路広海	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤太泰				三菱電機株式会社関西支社副社長の職にあり、当社と異なる社外の視点から意見を述べることで当社の経営の合理性・透明性を高め、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保につながるものと判断して選任しております。 なお、三菱電機株式会社は当社の特定関係事業者に該当し、同氏は業務執行者であります。

辻川正人				<p>弁護士としての豊富な専門的知識・経験を活かした法律面からの助言・提言が経営の透明性・遵法性確保につながり、客観的な視点から当社経営への監督を執行いただけると判断して選任しております。</p> <p>なお、同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、独立役員として適任であると判断しております。</p>
辻 孝夫				<p>上場企業の代表者として培われた会社経営に関する豊富な経験・知識を持たれており、また技術者としての専門的な知見と国際経験を有していることから、当社の経営に有用な助言・提言をいただくと判断して選任しております。</p> <p>なお、同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、独立役員として適任であると判断しております。</p>
大谷康弘				<p>公認会計士として培われた財務及び会計に関する高い見識と豊富な経験を有しており、社外取締役(監査等委員)として客観的・中立的立場から、当社経営に資する助言・提言をいただくと判断して選任しております。</p> <p>なお、同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、独立役員として適任であると判断しております。</p>
塩路広海				<p>弁護士として当社および当社グループ内の違法行為、反倫理的行動に対するチェック機能を強化、向上していただくとともに、監査業務の独立性、透明性・遵法性を高めていただくと判断して選任しております。</p> <p>なお、同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、独立役員として適任であると判断しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は採用しておりませんが、職務上の必要に応じて監査室や経営企画部がサポートする体制となっております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、「監査等委員監査計画書」に従い、議事録、稟議書、契約書、取引記録簿等の書類の査閲並びに関係者へのヒアリング、実地調査等の方法により監査を実施する上で、必要に応じて会計監査人に実地調査等監査への立会を求めるとともに、内部監査部門から業務監査の結果の報告を受けております。

また、期末監査終了後には、会計監査人と意見交換を行い、監査報告書を作成しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役の賞与は、企業業績及び担当事業の業績等を勘案した業績連動報酬として定めております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

	支給人員	報酬等の総額
取締役(社外取締役を除く)	4名	248百万円
監査役(社外監査役を除く)	1名	12百万円
社外役員	3名	15百万円

(注)1. 上記支給人数には、無報酬の社外取締役1名は含んでおりません。

2. 当事業年度において、社外役員が、子会社から役員として受けた報酬等はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の決定に関する方針等

当社は2019年8月7日開催の取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、その内容が2021年3月1日施行の会社法に則ったものであることを2021年4月12日開催の取締役会で確認しております。

取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、2022年6月29日付の第93回定時株主総会で監査等委員会設置会社への移行を付議し、決議されました。また、同株主総会で役員報酬の総額について、取締役(監査等委員である取締役を除く。)年間報酬総額の上限を年額400百万円(うち社外取締役分は40百万円とする。定款で定める取締役の員数は10名以内とする。)、監査等委員である取締役年間報酬総額の上限を年額40百万円(定款で定める監査等委員である取締役の員数は4名以内とする。)と決議されました。取締役及び監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、取締役の報酬等については取締役会で、監査等委員である取締役の報酬等については監査等委員会での協議により、それぞれ決定することとしております。

取締役の報酬の基本方針の内容については、有価証券報告書の中で説明しております。

<https://www.tachibana.co.jp/ir/library/negotiable/>

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役には経営戦略室 経営企画部のスタッフがサポートを行う体制を整備しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
渡邊武雄	代表取締役会長	社長等からの諮問に対する助言等	常勤・報酬有	2022/6/29	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により、取締役会の監督機能を強化することでコーポレート・ガバナンスの充実を図り、経営の透明性を一層向上させることを目的として、2022年6月29日開催の第93回定時株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

(2)取締役会

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)6名(内、社外取締役3名)、監査等委員である取締役3名(内、社外取締役2名)で構成されています。2021年度には、取締役会を12回開催いたしました。

取締役は、取締役会において法令及び取締役会規則に定められた事項や経営の基本方針を決定するとともに、社外取締役にはビジネス経験の豊かな有識者及び弁護士を招聘し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性及び経営の透明性・遵法性の確保を担保し、一段の監督機能を果たしております。

(3)経営執行会議

経営執行会議は、常勤の取締役3名を含む14名で構成され、2021年度には、経営執行会議を13回開催いたしました。

経営執行会議は、経営執行会議規程に則り、取締役会が決定した経営の基本方針に基づき、業務上重要な事項を決定いたしております。

(4)監査等委員会

当社は、2022年6月29日開催の第93回定時株主総会において監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会は、社外の監査等委員2名を含む3名で構成します。独立役員には、社外の監査等委員の2名を指定しております。なお、2021年度の監査役会

は6回開催いたしました。

社外の監査等委員には、公認会計士及び弁護士を招聘し、それぞれ専門的な知識・経験に基づき、会社から独立した客観的・中立的な社外の観点での積極的な助言・提言がなされるなど監査体制の充実と監査機能の強化及び監査の実効性の向上を図っております。

監査等委員会は、定めた監査の基準に準拠し、「監査等委員監査計画書」を作成し監査活動を行っております。監査等委員は、年度監査計画を策定し、監査等委員監査基準、監査等委員会規則に則り監査を実施しております。具体的には、取締役会を含めた重要会議に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要に応じて意見表明を行っております。その他、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するために必要に応じて会計監査人の監査に立ち会うとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

(5)会計監査人

会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任しております。

監査業務に係る指定有限責任社員 業務執行社員2名

監査業務に係る補助者 公認会計士8名及びその他9名

(6)内部監査

内部監査は、代表取締役社長直轄の独立した組織として監査室がその任務を担当しており、当社が定める「内部監査規程」に基づき業務運営及び財産管理の実態を調査するとともに監査等委員とも連携を図り、内部統制の向上に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

前述2のとおり、当社が監査等委員会設置会社に移行したのは、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により、取締役会の監督機能を強化することでコーポレート・ガバナンスの充実を図り、経営の透明性を一層向上させることを目的としたものです。また、取締役会は取締役9名の内、社外取締役は5名と過半数以上としております。加えて、社外取締役5名の内、4名が独立役員であるため独立役員は3分の1以上を確保しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前を目安に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンおよびスマートフォンを用いたインターネットによる議決権行使制度を採用しております。
その他	株主総会に引き続き株主懇談会を開催(2020年から2022年は新型コロナウイルス感染防止対策で中止)

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、誠実で透明性の高い経営を目指し、法令遵守はもとより、高い倫理観をもって企業活動を行うとともに、株主・投資家の皆様に対しタイムリーな情報提供に努めています。会社法・金融商品取引法等関係諸法令、証券取引所の定める適時開示規則に則って行うことなど、ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページを通じて公開しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年7回程度開催(2021年度は新型コロナウイルス感染防止対策で説明会の内容をオンデマンド配信)	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、第2四半期(中間)決算説明会を開催	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、株主通信、統合報告書、データシートの掲載並びに決算説明会での発表内容を公開	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR部にIR専任者を配置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 当社が販売する製品の品質・環境(製品含有化学物質)管理体制等を運営推進する「半導体品質管理室」と「法務コンプライアンス課」により、化学物質に関する顧客からの問合せ体制の整備や社内研修を実施するなど、顧客との適切なコミュニケーションができる体制を整えております。 国内全事業所においてISO14001の認証を取得しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報提供に係る広報業務の円滑かつ効率的運営を図ることを目的とする「広報取扱規程」を定め、会社がその経営活動を情報公開するために、株主、従業員、取引先等様々なステークホルダーに対し情報提供を行う事項や運用を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に則して業務を適正に遂行される体制を整備するためCSR推進担当役員を任命するとともに、担当する組織として管理本部に総務コンプライアンス部を設置する。同部はコンプライアンスの観点から業務が適正に遂行されるよう、経営の確実な実践を監督・支援する。
- (2) 総務コンプライアンス部は、コンプライアンス規程に従い、当社企業グループの全使用人に対して社内通報制度のさらなる周知徹底を図る。
- (3) コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、総務コンプライアンス部長がCSR推進担当役員に報告し、同役員は速やかに社長及び監査等委員に報告する。また、総務コンプライアンス部が関係者と協議の上、迅速かつ的確な対応にあたる。
- (4) 反社会的勢力排除に向けた体制を整備し、反社会的勢力からの不当な要求には断固として拒否をする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程に基づきその重要性に応じて適切かつ確実な状態で保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を制定し、個々のリスクについて同規程に従ったリスク管理体制を構築する。推進にあたっては、CSR推進担当役員が管轄する総務コンプライアンス部がリスク管理体制を構築及び維持する。
- (2) 管理本部内に取引先の信用管理を担当する経理部、安全保障輸出管理関連業務の適正な遂行を管理する総務コンプライアンス部を設置する。
- (3) 不測の事態が生じた場合には、CSR推進担当役員は社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめる体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は定例の取締役会を毎月1回定時に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役会規則により定められている決議事項を取締役に付議することを遵守する。また、執行役員で構成する経営執行会議については、毎月1回開催し、取締役会より委嘱された業務執行に関わる事項の審議決定を行い取締役会に報告しその承認を得るものとする。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
- (3) 当社は子会社の自主独立運営を基本理念とし、経営の適正性、効率性を確保するため、関係会社管理規程により子会社の取締役が当社に対して報告・承認を取るべき事項を定めるとともに、定期的に業務の状況報告を実施する体制を整備するものとする。
- (4) 財務報告に係る内部統制の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、定期的に評価するなど有効性、効率性を高めるものとする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、第一に法令遵守を徹底し、子会社の自主独立運営を基本理念としつつ、関係会社管理規程及びその細則「親会社に対する報告・承認事項に関する細則」を定め、子会社の業務執行にかかる重要事項の決定に関しては当社の事前承認または報告を求める体制を整備する。
- (2) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するため、当社の諸規程に準じて、グループ各社は必要な諸規程を定めるものとする。
- (3) 社長に直属する組織として、内部業務を監査する監査室を設置し、当社企業グループ内の業務監査を実施する。監査の結果は社長、監査等委員並びに管理部門担当役員に報告する。
- (4) 子会社において財務報告等に重要な影響を与える事象が発生した場合、当社の経理部門に対し、速やかに「重要事項報告書」の提出を義務づけるものとする。また、四半期毎に重要事項発生の有無を報告する「重要事項チェックリスト」の提出を求めるものとする。

6. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員が監査等委員の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社の使用人から監査等委員補助者を任命することとする。
- (2) 監査等委員補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員の事前同意を得た上で決定する。なお、監査等委員補助業務を行う場合は、監査等委員の指揮命令のみに従うものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- (1) 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令または定款に違反する行為が行われ又は行われようとしていることを発見したときは、直ちに監査等委員に報告するものとする。また、監査等委員は必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人に報告を求めることが出来る。
- (2) 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - 当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - 社内通報制度の運用及び通報の内容
 - 社内稟議書及び監査等委員から要求された会議議事録の回付の義務付け
- (3) 監査等委員に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

8. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、代表取締役社長、その他の取締役(監査等委員である取締役を除く)、会計監査人、顧問弁護士などと定期的に情報交換に努め、連携して当社及び企業集団内の監査の実効性を確保するものとする。
- (2) 監査等委員は、その職務の執行に必要なと認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部の専門家等を利用することができ、当該職務の執行について生ずる費用は当社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

基本的な対応方針は、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当な要求には断固として拒否するとともに一切の関係を排除します」としております。

当社は、地区の企業防衛協議会に参加し、警察との相互理解と協力により、企業に対するあらゆる暴力を予防かつ排除し、企業と社会の調和に寄与することを目的として定期的に情報交換、連絡、互助活動を実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

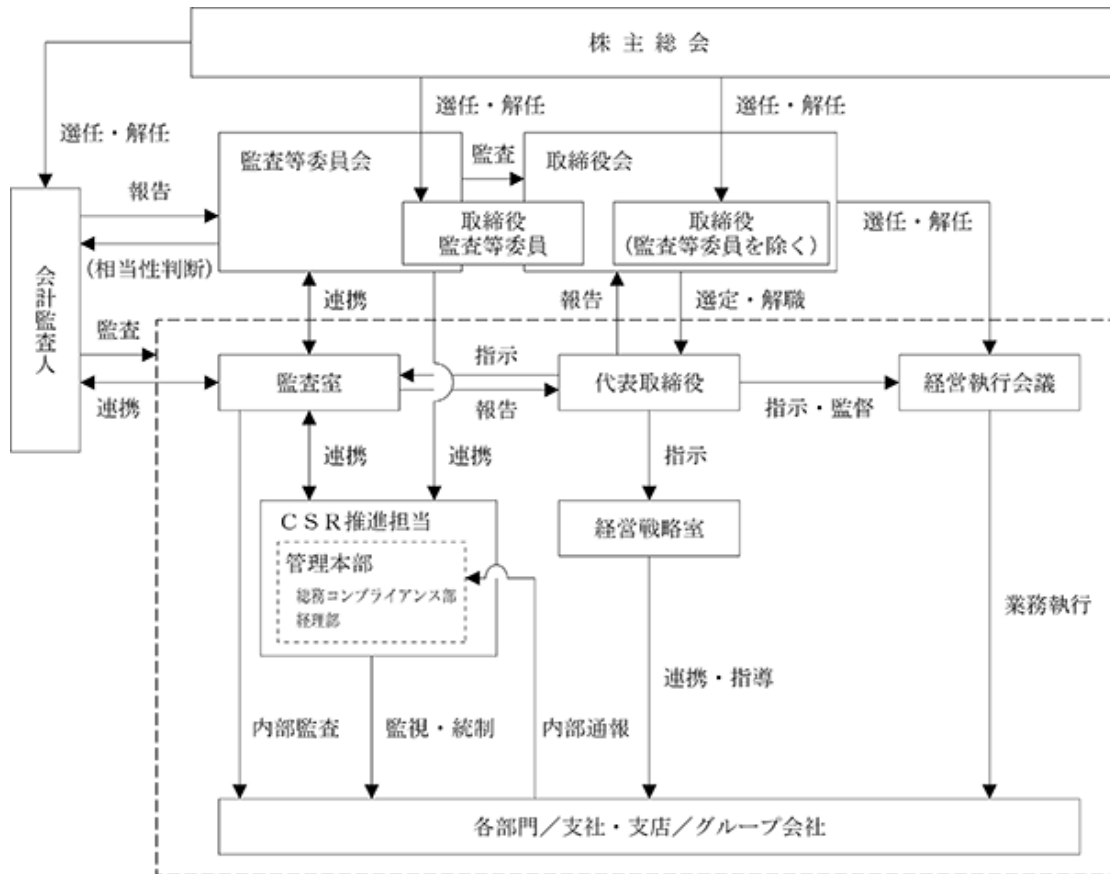
あり

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社に最も適した買収防衛策として、大規模買付行為がなされた場合の対応方針に関する「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を策定しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、会社の経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織並びに各部門のリスク管理状況を的確に把握するために、CSR推進担当の取締役を任命しコーポレート・ガバナンスが最適の状態に機能できるよう、必要に応じてその都度体制の見直しを行ってまいります。



〈適時開示に係る社内体制の概要図〉

